

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

「鋼船規則の一部を改正する規則(2005 年 規則 第 44 号)」一部改正

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達(2005 年 達 第 35 号)」一部改正

2006 年 10 月 3 日

規則 第 49 号／達 第 61 号

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

「鋼船規則の一部を改正する規則(2005 年 規則 第 44 号)」一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 49 号

2006 年 10 月 3 日 規則 第 49 号

「鋼船規則の一部を改正する規則（2005 年 12 月 16 日 規則 第 44 号）」の一部を改正する規則

「鋼船規則の一部を改正する規則（2005 年 12 月 16 日 規則 第 44 号）」の附則（改正その 3）を次のように改める。

附 則（改正その 3）

1. この規則は、2007 年 1 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艀装

要
領

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達(2005 年 達 第 35 号)」一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 61 号

2006 年 10 月 3 日 達 第 61 号

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2005 年 12 月 16 日 達 第 35 号）」の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2005 年 12 月 16 日 達 第 35 号）」の附則（改正その 4）を次のように改める。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2007 年 1 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。